

## 朝日町町内会館 会議室利用 FAQ

2012/05/13

(改訂 1) 2019/06/02

(改訂 2) 2021/04/01

(改訂 3) 2022/04/01

町内会館運営委員会

Q1： 運営開始（申込開始）はいつからですか。

A1： 申込みは随時お受け致します。町内会館運営委員へ直接連絡するか、または朝日町ホームページ「お問合せ」フォームからも申込み可能です。

Q2： 申込から利用までにどれくらいの手番がかかりますか。

A2： 利用に先立って必要事項を記入した申込書の提出と利用料金をお支払い頂いた時点で手続き完了です。その際、利用票をお渡しします。

Q3： 申込から利用までの流れを教えてください。

A3： まずは、会館運営委員へ直接、または朝日町ホームページ「お問合せ」フォームから利用希望の旨連絡頂くとともに、必要事項を記入した申込書を①会館運営委員へ手渡し、②町内会館郵便受に投函、③朝日町ホームページ「お問合せ」フォームから入力、のいずれかにて申込み頂きます。

その後、会館運営委員の草部宅（朝日町、次ページ地図参照）へお越し頂き、ご利用手続きの上ご利用料金と引換えに、会館の鍵と利用確認書（クリップボード）をお渡しします。

利用終了後は、鍵及び利用確認書に必要事項を記入してクリップボードごと草部宅へご返却下さい。鍵とクリップボードの受け渡し日については、原則利用当日としますが、都合によりご利用日以前にお渡しすることもありますので、申込みの際に確認させて頂きます。

Q4： 利用にあたり制限はありますか。

A4： 以下に該当すると会館運営委員会が判断した場合はご利用をお断りする場合があります。

- ・ 公序良俗に反する場合
- ・ 危険物の持ち込み
- ・ 委員会の承認を得ない営利事業
- ・ 政治活動、宗教活動、その他運営委員会が使用を適当でないと認めるとき

Q5： 利用の料金支払後に急な都合で利用を中止した日については返金されますか。

A5： いいえ、そのような場合は原則返金いたしません。

Q6： 新型コロナ感染対策はどうなっていますか。

A6： 新型コロナ感染拡大防止の観点から、当面以下事項の遵守をお願いしています。ご協力のほどよろしく申し上げます。

1. ご利用者は定員の半分以上とし、椅子の間隔を1メートル以上確保すること

2. 換気をこまめに行うこと
3. マスクを着用すること
4. 手指の消毒をすること（会議室に消毒液を配置してあります）
5. 当日の利用者名簿（様式任意）を作成し提出のこと（鍵返却時に合わせて提出願います）

(別紙)

